#### 第19期文化審議会著作権分科会

著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会(第2回)における意見の概要

#### 1. 検討の射程・優先順位

- ○「レコード及びレコードに録音された実演等」の「等」について、実演のリピート放送は 許諾権ということで、課題があるということを申し上げたけれども、この「等」にはその 辺も含まれているというふうに考えてよろしいか。
- レコードの問題は確かに数ある権利処理の課題のうちの一つではあるが、むしろ優先順位は低いと考えている。レコードの送信可能化権の報酬請求権化というごく限られた部分に絞った議論を進めるのではなく、放送の同時配信に係る全般的な課題を網羅的に解決するような制度改正について検討すべき。
- O NHKとは異なり、多くの民放テレビ社は常時同時配信の実施を判断していない。また、 同時配信等の実施についても、権利処理上の課題の議論とは別に各社が個別に経営判断 により決定すべきものであるということを明記していただきたい。
- 放送番組の同時配信については多種多様な問題点があり、たくさんある問題は一遍に片が付くようなものではないので、しっかりとメリハリをつけて、順序付けをしない限り前進しないだろうと思う。まず①レコード及びレコードに録音された実演等の利用円滑化に焦点を当てるべき。
- 今求められているのは著作隣接権の取扱いであり、レコード、レコード実演及び映像実 演の利用円滑化から検討するものと認識している。
- 著作権法上の権利の在り方に差異がある部分について議論していただきたい。著作隣接権に限らず、放送とインターネットで差異がある権利制限規定についても最初から含めて議論していただくことが必要。
- 検討の射程と対象とするサービスの範囲について、広いところも念頭に置き、検討しや すいところを先に進めて成果を上げつつ、次の課題に移っていく進め方がよいのではな

いか。放送の同時配信に関するどの課題の優先順位が高いのかということと、それが取り かかりやすい課題なのかどうなのかということを検討したらどうか。

- 同時配信に関する課題として、集中管理を行っている権利者団体がない分野、特に、写真、記事、借用映像、美術品、絵画等については個別に許諾をとって対価の交渉をしなければいけないという課題があるので優先順位が高いと考えている。
- ②その他の課題についても、運用面の改善と法整備を並行して検討することで課題解決 に向けて前進できるのではないか。

## 2. 対象とするサービスの範囲

- 〇 我々は、総務省での検討の際は権利制限には反対の立場であったが、真摯に検討した結果、ウェブキャスティングも含む公衆への伝達全体の見直しの議論をしていただきたいという結論に至った。ウェブキャスティングに係る権利処理の円滑化についても、公衆への伝達の著作隣接権の在り方全体の議論として来期取り組んでほしい。
- 求められているのは放送コンテンツに関わるものなので、それに限定して議論を進めているべき。
- 放送が流れている間に放送とずらして配信するのか、放送が終わってから配信するのか の違いで著作権法上差をつけて検討する必要があるのかは分からないが、権利処理の関係 で差が出るのであれば分けて考える必要があるかもしれない。
- 「追っかけ再生」「追っかけ配信」「見逃し配信」といったサービスの用語の定義を整理する必要があるのではないか。
- 例えば「タイムシフト配信」など、「追っかけ再生」や「見逃し配信」の上位概念の用語を作った方が分かりやすいのではないか。
- 「タイムシフト」はユーザー側の行為として使われてきた用語であり、サービス提供者 側の概念としてあまり使われていないので、混乱を招くのではないか。

- 言葉の定義は非常に面倒だが、「タイムシフト」や「アーカイブ」の定義を決めた方が よいと感じる。
- 「アーカイブ」はおそらく「タイムシフト」の一部分である。「タイムシフト」がある ということは複製的な面があり、著作権法では大きな違いがあるので、追っかけるかどう かというより、「タイムシフト」など分かりやすいメルクマールで整理したほうがいいの ではないか。
- ネーミングは法学者の先生方にお任せするが、実際のビジネスとしては、①サイマルもしくはニアサイマル「同時配信」、②同時配信中に頭に戻って再生する「追っかけ配信」、③放送後一定の期間中配信する「見逃し配信」、④見逃し配信の期間終了後に有料で配信する「VOD」や「アーカイブ活用」の4区分があることを御理解いただきたい。
- 現在、我が国ではウェブキャスティングをどう扱うかということに対して議論が行われていないので、まずは、レガシーな放送の扱いを決め、次いでウェブキャスティングの議論をする方が整理できるのではないか。
- 同時配信を優先することは理解するが、ウェブキャスティングの見直しや公衆への伝達 全般に係る総合的な見直しを来期のミッションに入れて、同時配信等の議論の発展の中で 検討するというような形にしていただければありがたい。
- 放送コンテンツの同時配信絡みのレコード及びレコードに録音された実演等に関する 議論は後々ウェブキャスティング全般にも及んでくる。ウェブキャスティングの問題は今 回の問題に含まれる関係にあることは強く意識すべき。
- 仮に権利制限プラス補償金という制度を作ったときに、放送の同時配信は放送法の関係 から主体が明確であるが、ウェブキャスティングは匿名の個人によるものも含まれるため、 補償金制度が実効性を持つのかという問題がある。放送事業者による配信とウェブキャス ティングとは分けて検討する必要があるのではないか。

- ウェブキャスティングの報酬請求権化を考えると、権利行使の実効性は重要な論点であるが、例えば、米国の強制許諾制度等、ある種の要件を課した上でその制度が働くというような、様々な方法論を検討していけば解決する問題ではないか。
- 今後ウェブキャスティングの問題が大きくなっていくと思われるが、まずは放送の延長 線上にある同時配信等の課題を喫緊の課題として検討してからネットを検討しないと結論 が出ないのではないか。
- 放送番組は制作プロセスの段階で放送法の縛りを受けており、コンテンツの中身が公序 良俗に反しないとか、反対意見も公平に放送するとか、そういった配慮がされて作られて いるコンテンツであるので、権利者にとっては安心できる表現のコンテンツであることが ある意味担保されている一方、ウェブキャスティングは放送法の縛りなくコンテンツが作 られ、表現の仕方が異なるため、放送における権利制限の扱いをウェブキャスティングま では広げづらいのではないか。
- ウェブキャスティングは(2025年までですら待てないような)中期的な課題であるが、同時配信は本年の課題であるので、そういう意味での優先順位はあるだろう。また、放送局は、放送法やBPOなど、いろいろな縛りをかけられながらコンテンツを作っているので、ウェブキャスティングの議論をするときはそういった差があることを片隅に置かなければいけない。
- ウェブキャスティングの主体は、放送と異なる場合があるので、権利処理の円滑化に関 しては、分けて検討する部分と、共通で議論できる部分との両方があるのではないか。
- 同時配信とウェブキャスティングがそれぞれ諸外国でどのような取扱いがされている か、実態はどうなっているのかを詳しく知りたい。

# 3. 権利処理の円滑化のための手法

○ 放送とネットでは著作権者に与える影響等が異なり、別の性質のものであることを理解した上で、現状に合ったような形で法規整することが重要である。

- 数%のアウトサイダーに関する放送局の懸念は理解をするが、そのために集中管理ができている九十数%のものまで権利を制限するのは行き過ぎであり、集中管理で対応できない部分に限定して議論を進めるべき。その意味では、拡大集中許諾制度などをもう一度検討すべきではないか。
- 放送のみに適用される現行規定の在り方を検討する際には、見直しの必要性を個々の規定ごとに慎重に議論すべき。また、レコード演奏権については、利害関係者が異なるため、別の場で議論すべき。
- 放送に関する著作権の在り方はある程度完成されており、それをネットに拡大した場合にどのような齟齬が出るのかということを検証する必要があるのではないか。著作権法では、現在、放送とネットは技術論で線を引いているが、テレビジョンセットで見るのか、あるいはスマートフォンで見るのかということが、技術的にほとんど区別がつかなくなったときに、背景にある技術が違うから著作権法が違うと言われて、国民の理解が得られるのかどうかというところは、私ども消費者団体としては非常に懸念。ネットはネットで新しく権利を検討していくという方向性は理解できるところだが、放送で今完成されているものネットの方へ移したらどうなるのかというシミュレーションもやはり一度検討すべき。
- O アウトサイダー問題は重要であり、運用面の改善と法整備の両面から検討する必要がある。
- アウトサイダーに関しては、権利情報を集約したデータベースの更なる充実により対応 できるのではないか。
- 音楽著作権の管理について、演奏権と複製権は歴史的にかなり異なる。演奏は、一回でなくなってしまうが、複製は、何度もコピーされて広がっていくということから、著作権者としては複製権についてはある程度の厳格な気持ちを持っている。配信には複製権が関わるため、放送とは別に考えて検討すべき。

## 4. 権利者の利益保護への配慮

- 〇 管理事業の状況や運用面が影響して権利制限規定の導入に及ぶことには慎重であるべき。
- 我が国の著作権法では、引用のように許諾権と報酬請求権の双方を抑え込む形の権利制限(第2段階権利制限)が大半を占めているが、これからは許諾権のみ抑え込み報酬請求権は認める形の権利制限(第1段階権利制限)により、クリエーターにきちんとリターンが行くようにすることも重要ではないか。
- 放送番組のインターネット送信については、既に形成されている集中管理によるライセンス市場に悪影響を与えることのないように十分留意していただきたい。
- いろいろな権利制限の在り方があるが、どのような制度をとるにせよ、個別の権利者に 対価をきちんと還元できる制度となるように配慮しながら検討することが望まれる。
- 「運用面の改善」や「既に形成されている、または形成される見込みのあるライセンス 市場」などの現状を紹介してもらうことは重要ではないか。
- ライセンス市場の阻害に関して、「既に形成された」市場と「形成される見込みのある」 市場を同じように議論すると複雑になるため、後者については、前者とほぼほぼ同視でき るような、ある程度見込みの高いものを念頭に議論すべき。
- 消費者から見て、テレビ放送されたものなのか、インターネットを通じているものなのかは、例えば7時からの番組が7時で流れている限りにおいては、技術が違っても全く同じだと思う。消費者にとって違うのはテレビ番組表の時間に縛られずに見られる「見逃し配信」である。今後、時間に縛られてテレビの前に座る時代ではなくなることを視野に入れて、きちんと権利者への対価が渡るようなルール設定をしていただきたい。